



中津市監査委員告示第 26 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年12月24日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
大分県漁業協同組合	左記の財政援助団体が令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務
	令和6年9月20日～ 令和6年12月24日

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 千木良 孝之

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和7年1月8日（水）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【 大分県漁業協同組合 】

(1)補助金等名 水産業振興事業補助金

(2)所管部局・課 産業経済部林業水産課

(3)財政援助の目的

大分県漁業協同組合又は山国川漁業協同組合が実施する水産業の振興に係る事業に要する経費を市が補助することにより、水産業の振興を図ることを目的とする。

(4)事業の概要

○カキ養殖振興事業

事業費 2,315,603円 財政援助額 1,150,000円

浄化施設整備（ろ過膜等）、衛生検査（生体検査・ノロウイルス検査等）の実施

○クルマエビ・ガザミ等放流事業

事業費 1,742,640円 財政援助額 870,000円

6/28：ガザミの放流、6/10・6/12：クルマエビの放流、7/4：ナマコの放流

○水産物ブランド化・販路拡大事業

事業費 1,606,194円 財政援助額 800,000円

ひがた美人を中心とした地元水産物の販売促進活動の実施

○アサリ等養殖強化支援事業

事業費 1,024,451円 財政援助額 800,000円

アサリ等二枚貝の養殖、種苗生産施設整備、増殖推進

○魚食普及推進事業

事業費 189,968円 財政援助額 151,000円

水産加工品の開発、水産加工品の販路拡大（朝市、その他イベント）等

○藻類振興事業

事業費 312,925円 財政援助額 156,000円

冷凍網確保、漁場清掃等

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

① 年末特別朝市の抽選会景品代を補助対象経費としているが、「景品」は補助対象費目(要綱第3条別表)にないため、補助対象経費に計上できない。

また、同じく年末特別朝市で来場者サービス用としてコーヒーを購入したものを補助対象経費としているが、不特定多数の来場者へ無償配布（サービス）するコーヒーも補助対象経費とするのは適当ではない。

② 交付申請書には販路拡大事業として手数料（商談会出展料）が計上されているが、手数料は補助対象外の経費である。

交付申請書・実績報告書が提出された場合は、十分内容を確認し交付要綱に則った事務処理をするよう注意されたい。

なお、手数料が販路拡大事業に必要な経費ならば、補助対象経費の見直しも検討されたい。

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
中津市職員互助会	左記の財政援助団体が令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和6年10月22日～ 令和6年12月24日

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 千木良 孝之

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和7年1月8日（水）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【中津市職員互助会】

(1)補助金等名

中津市職員互助会負担金

(2)所管部局・課

総務部総務課

(3)財政援助の目的

中津市職員互助会は、中津市職員の相互共済及び福祉増進を図るために設置されたもので、その職員互助会の運営のための負担金を支出することにより、中津市職員の福利厚生の実現、福祉増進を図ることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 20,505,616 円

II. 事業内容

福利厚生としてすこやか助成、保養施設利用補助、教養体育費補助、永年勤続旅行補助や各種給付などを支給。

また、文化会館やコアやまくにでの講演や観劇のチケット補助。

レクリエーション事業としてプロ野球観戦バスツアー、ボウリング大会、ミニバレーボール大会、囲碁将棋大会、いちご狩りを開催。

職員の体育・文化活動への支援としてクラブ活動費や遠征費の一部を支給。

III. 財政援助額 5,379,216 円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

(1) 各種規程において必要な改定がされておらず、機構改革や現状に対応していなかった。給付の内容や金額等が理事会で変更された場合は速やかに規程を改定し、整備するよう留意されたい。

(2) ①保養施設利用補助事業において、給付方法に一部不公平な点が見られた。添付資料や領収明細等の有無によって給付内容が変わることのないよう、給付方法について見直しをされたい。

②教養体育補助事業において、補助目的以外の物の購入領収書や会員以外が利用した施設利用料の領収書等で支給決定しているものが散見された。

再度事業の補助目的を確認し、規程に則った適切な支給決定を行うよう注意されたい。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

(1) 負担金として財政援助をしている以上、その負担金の効果、履行の確認、負担金の使途及び金額の適正性等を判断しなければならないが、団体に実績報告書の提出をさせていない。

今後は、各種補助金と同様に実績報告書等を提出するよう指導し、負担金の使途等について確認するとともに、毎年負担金の額の適正さを判断されたい。